特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	児童扶養手当の支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年12月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童扶養手当法の規定に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当を支給している。 特定個人情報は以下の事務に使用している。 ①受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③手当の額の改定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④未支払の手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤現況届等の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥手当額改定届の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥手当額改定届の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 ⑧公金受取口座の照会				
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機 能				
2. 特定個人情報ファイル名					
旧产计美工业内工工					

2. 特定個人情報ファイル名					
児童扶養手当ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でなめる事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律				
4. 情報提供ネットワークシ	・第9条				
4. 情報提供不少トラープン					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二の57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第31条 ・番号法別表第二 項番121				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 こども家庭部 子育て支援課

 ②所属長の役職名
 子育て支援課長

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 郵便番号923-8650

 石川県小松市小馬出町91番地

 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先

 郵便番号923-8650

 石川県小松市小馬出町91番地

 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

 9. 規則第9条第2項の適用

 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		∶満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	6年6月14日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年6月14日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	·		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	ウ対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	・手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は長の最終確認(決裁)をとることとしている。また、人的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講いる。 ・人的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・パスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、トリプルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる						

9. 監	査				
実施の	有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査
10. 微	業者に対する教育・	啓発			
従業者	に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優る対策	先度が高いと考えられ	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対	策は十分か【再掲】	2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更固定	項目	変更前の記載	変更前の記載 変更後の記載		提出時期に係る説明
	5. 評価実施機関における担			提出時期	
平成30年10月5日	当部署	市民福祉部 こども家庭課	市民共創部 こども家庭課		
平成30年10月5日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務課 法制担当	管財総務課 契約·法制担当		
平成31年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関 における担当部署②所属長	こども家庭課長 目木 由紀子	こども家庭課長		
令和1年6月25日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課		
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策		追加		
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月12日 時点	令和1年6月25日 時点		
令和3年9月1日	I 5 評価における担当部署 ①部署	市民共創部 こども家庭課	予防先進部 こども家庭課		
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 契約・ 法制担当	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・ 法制担当		
令和3年9月1日	I 関連情報4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号)	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号)		
令和4年6月7日	I 5 評価における担当部署 ①部署	予防先進部 こども家庭課	健康福祉部 こども家庭課		
令和4年6月7日	I 5 評価における担当部署 ②所属長の役職名	課長	こども家庭課長		
令和4年6月7日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・ 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当		
令和4年6月7日	I 関連情報8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進 課		
令和4年6月7日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和4年5月18日 時点		
令和4年6月7日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	令和4年5月18日 時点		
令和5年7月4日	I 5 評価における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども家庭課	こども家庭部 子育て支援課		
令和5年7月4日	I 5 評価における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長	子育て支援課長		
令和5年7月4日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和4年5月18日 時点	1,000人以上1万人未満 令和5年6月16日 時点		
令和5年7月4日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年5月18日 時点	令和5年6月16日 時点		
令和6年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数 いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和5年6月16日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年6月14日 時点		
令和6年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年6月16日 時点	令和6年6月14日 時点		
令和6年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		「⑧公金受取口座の照会」を追加		
令和6年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務3. 個人番号の利用		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条」を追加		
令和6年12月6日	I 関連情報 9. 規則第9条 第2項の適用		新様式変更による追加		
令和6年12月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式変更による追加		
令和6年12月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式変更による追加		